

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号

直送済

平成26年(ワ)第14号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(11)
原告ら準備書面(被害総論4)に対する反論

平成26年9月5日

福島地方裁判所第1民事部 御中

本準備書面では, 原告ら準備書面(被害総論4)を踏まえ, 避難等対象者, 自主的避難者及び滞在者, 並びに避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域いずれにも該当しない区域から避難した者及び同区域に滞在している者(以下「区域外避難者等」という。)について, 原告らが主張している精神的損害の内容と中間指針等が定める精神的損害の異同について改めて整理するとともに, 原告らの上記準備書面の主張に対して反論するものである。

なお, 本書面で改めて定義しているものを除き, 用語の略称は答弁書及び被告東

京電力の準備書面の用例と同じである。

第1 原告らが本件訴訟で主張している精神的損害と中間指針等の定める精神的損害の関係について

1 原告らの主張の概要

原告らは、中間指針等で賠償の対象となる精神的損害の内容は、日常生活阻害慰謝料であり、原告らが請求している現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念を中核とする全被害者に共通する被害等や「ふるさと」を喪失したことに対する慰謝料とは重複しないと主張する（原告ら準備書面（被害総論4）の4～5頁）。

そして、原告らの主張する精神的損害の内容について、原告らの主張を要約すれば、次のようなものであると解される。

ア 被害の「根」

放射性物質によって原告らが居住する地域全体が汚染され、放射線被ばくの危険にさらされていること。原告らは、これが原告らの「平穏生活権」を侵害するものであると構成している。

イ 被害の「幹」

上記アに起因して、現在及び将来への健康影響への強い不安・懸念を抱かざるを得ない状況にある。

ウ 被害の「枝」及び「実」

上記イに起因して、個々人がとった行動に基づく多様な被害が発生している。

具体的には、

- ・ 継続的な放射線被ばくを余儀なくされる環境下での生活を続けていることによる精神的苦痛

- ・ そのような環境から離れ、住み慣れた地域を離れて避難生活を継続することを余儀なくされたことによる精神的苦痛
- ・ さらに、平成25年(ワ)第94号事件においては、長期にわたって「ふるさと」へ帰還する見通しが立たないことにより原告らの生活基盤が失わせしめられたことによる精神的苦痛

等が具体的な精神的損害の発生原因事実であると主張しているものと解される。

2 原告らが請求している精神的損害と中間指針等の精神的損害の異同に関する被告東京電力の主張

このような原告らの精神的損害の発生原因事実に係る主張に対する被告東京電力の主張を整理して述べれば、以下のとおりである。

(1) 原賠法に基づく「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害（原賠法2条2項）をいい、中間指針等は、本件事故により放射性物質が放出・拡散されたことによって生じた相当因果関係の範囲内にある損害について賠償の対象として定めているものである。

(2) 原告らが被害の「根」とであると主張する本件事故に起因する放射性物質の放出については、これが本件事故に起因する原子力損害の根本に位置する事実であるという点については、被告東京電力としても争うものではない。

(3) その上で、このような「根」から出発して、これ（本件事故による放射性物

質の放出) と相当因果関係のある精神的損害については賠償の対象となるというのが中間指針等の考え方であり、被告東京電力の考え方でもある。これを換言すれば、「本件事故による放射性物質の放出」によって生じた精神的な苦痛であればすべてが賠償の対象となるというものではなく、相当因果関係による紋りを受けることとなる。

(4) そして、このような「根」から出発して、政府による避難指示等によって、避難を余儀なくされた方々に生ずる精神的苦痛、及び、帰還困難区域等に生活の本拠があった方々について、本件事故により長年住み慣れた住居及び地域への帰還が長期間不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛については、中間指針、同第二次追補及び同第四次追補において審査会が定める精神的損害の賠償によってカバーされているものであるところ、原告らが上記で主張している精神的損害の内容については、これらの指針に基づき、被告東京電力が公表している賠償の考え方との重なり合いがあることが明らかである。

なお、避難等対象者が、避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域に避難をした場合において、当該避難後に、自主的避難等対象区域内に滞在すること自体による精神的苦痛についても原告らは主張しているようであるが、このような場合には、被告東京電力は、避難等対象者としての精神的損害等の賠償に加えて、自主的避難等対象区域の滞在者を対象として支払う賠償金も重ねて支払っているところである（妊婦・子供に限らない。）。

(5) また、このような「根」から出発して、政府による避難指示等の対象とはならなかったが、本件事故当時、自主的避難等対象区域に指定された区域に生活の本拠があった方々については、中間指針追補に基づく精神的損害等の賠償金が支払われるものとされており、自主的避難等対象者に対する本件事故と相当

因果関係を有する精神的損害としては、中間指針追補が定める精神的苦痛の範囲において、中間指針追補に基づく精神的損害の賠償によってカバーされているものである。

(6) このように、原告らが主張する精神的苦痛と中間指針等が賠償の対象としている精神的苦痛の間にはその一部において重なり合いがあることから、両者間に重複はないとする原告らの主張には理由がない。この点については、以下、第2～第4においてより詳しく述べる。

(7) 他方で、原告らが、中間指針等との重なり合いがない精神的損害に関する主張をしていることも事実である。たとえば、低線量被ばくの状況下で生活すること自体の精神的苦痛や区域外避難者等の方々の精神的苦痛等がこれに当たる。しかしながら、これらの主張については、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見も踏まえ、本件事故との相当因果関係を肯定することができない。

このように、中間指針等において賠償すべき精神的損害として挙げられておらず、かつ、被告東京電力においても独自に賠償の対象とするものとして公表していない精神的損害については、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害に当たるということはできないから、被告東京電力にそのような精神的苦痛に関する賠償責任があるとする原告らの主張には理由がない。

(8) 以上をまとめると、原告らが本件訴訟で賠償を求めている精神的損害については、中間指針等が定める精神的損害に含まれるものであるか（この場合には重複がある。）、そうでない場合には、本件事故との相当因果関係を有しないものであって理由がないものである。

3 原告らの精神的損害の請求に対する被告東京電力の総論的主張

以下では、原告らの請求する精神的損害と中間指針等で賠償の対象となる精神的損害とは重複はないとの原告らの主張の背景にある考え方に対して、総論的な反論をすることとする。

(1) 多様であり得る精神的苦痛については包括的に精神的損害を把握することが適切であること

一般に過去の裁判例においても、特定の原因事実によって各種・多様な形での精神的損害を被ることが想定される場合に、それぞれの精神的苦痛のあり様を各別に区分して慰謝料額を算定するということは行われていない。例えば、交通事故によって傷害を負った場合に、衝突時における傷害を負うまでの恐怖、受傷後の入院又は通院して身体の拘束を受けることによる精神的損害、今後自動車に乗ることに対する恐怖等に起因する生活上の不便等について、「傷害慰謝料」とは別項目で賠償するということは行われていない。精神的苦痛のあり方は、一般に、どのような不法行為事案においても多様な内実を持ち得るものであるところ、そのような主観的事情を各別に細分化して賠償額を算定することは必ずしも相当ではなく、かえって全体としての評価が不十分になったり、事案による不均衡が増大することになるものと考えられる（西原道雄「『死の恐怖』と慰謝料」法学教室79号123頁）。

中間指針においても、政府による避難等の指示等に基づいて避難を余儀なくされた避難等対象者の精神的損害について、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、」「避難等による長期間の精神的損害を被っており」、この精神的損害について合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしている（丙A2の19～20頁）。このように、中間指針でも、「避難等による長期間の精神的損害」について、避難生活に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して賠償額

を論ずるのではなく、これらを包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めている。そして、中間指針（丙A2）の21頁には、第1期について、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」と記載されているが、これらは、「避難等による長期間の精神的損害」を生じさせる精神的苦痛を特に例示したものと解され、これらによれば、狭く、避難生活中の日常生活の不便さだけではなく、本件事故以前の生活を失ったことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う将来への不安等も当然に中間指針に基づく「日常生活阻害慰謝料」の内実として含まれていると考えられているのである。

このように、避難を余儀なくされた避難等対象者に対する中間指針の賠償基準は、避難に伴う精神的苦痛一般について広く対象としていることが指針上も明らかにされており、このような中間指針の精神的損害の捉え方は、一般の慰謝料に関する裁判実務に照らしても極めてオーソドックスなものであるということが出来る。

（2）本件事故と相当因果関係の認められる精神的損害であるか否かについての判断が必要であること

また、法的な精神的損害の発生の有無及びその賠償額については、被害者の主観的事情のみによって判断されるべきではなく、客観的事情に基づいて判断することが必要である。被害者が主観的に強い精神的な苦痛を受けたと主張する場合であっても、これを法的な損害と捉えて加害者に帰責するためには、客観的にそのような精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる事実があることが必要であり、かかる事情を踏まえて、一般的・合理的な見地よ

り、法的な権利侵害が発生していると評価される場合でなくてはならない。

中間指針等は、いかなる範囲において加害者に賠償をすべきか（損害賠償の範囲＝すなわち、相当因果関係の問題）についても検討を行っており¹、このような観点から、本件事故により本件原発付近に居住していた住民にどのような客観的な影響が及んでいるのかを検討し、本件事故後の本件原発の状況の推移、社会的な認識の推移等を踏まえつつ、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報及び自己の居住する市町村の自主的避難の状況、低線量被ばくに関する科学的な知見等を総合的に検討、考慮して、損害賠償の範囲の指針を示している。

そして、その結果、避難等対象者の避難に係る精神的損害については賠償すべき損害とした上で（丙A2, A4, A5, ただし、旧緊急時避難準備区域などについては賠償すべき期間の終期についても併せて示されている。）、政府による避難指示等の対象とならなかった地域の住民に関しても、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、一定の時期を対象として、精神的損害を含む損害賠償の指針が示されているものであり（丙A3）、他方で、これらの区域外の住民の方々については、賠償の対象には含まれていないものである。

このように、原告らには、避難等対象者、自主的避難等対象者（避難者及び滞在者の双方を含む。）及びそれ以外の区域外避難者等の方々を含んでいるが、本件事故と相当因果関係を有する住民の精神的損害については、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況等の客観的な事情を踏まえて適切に定められるべきものである。

本件訴訟の審理に当たっても、このような原告らの本件事故時の住所地の差異等を踏まえて、客観的・合理的な観点から、相当因果関係の有無に基づく適切な損害賠償の範囲が定められる必要があり、そのような観点からも、原賠法

¹ 原賠法18条2項2号は、審査会の所掌事務として、「原子力損害の範囲の判定の指針・・・を定めること」という事務を定めている。

に基づいて、本件事故の全体像について繰り返し専門家が調査審議を行った上で策定された中間指針等が定める損害賠償の範囲は、相当性・合理性を有するものである。

第2 避難等対象者の精神的損害に関する検討

1 原告らの主張する精神的苦痛が中間指針等の定める精神的損害の対象と重複していること

原告らは、政府等の指示による強制的避難か、自主的避難かの区別なく、避難者に共通するものとして避難指示による避難生活そのものに伴う肉体的精神的苦痛や経済的困難、従前の生活・生業の基盤の喪失、従前生活していた地域社会からの分断、疎外感、家族と離れて避難している場合の、家族の分断と意見の対立等による精神的苦痛、また、避難指示に基づく避難により生じる精神的苦痛として、帰還等をめぐる地域住民間の意見の分断や帰還等の見通しが長期間経たないことなどによる精神的苦痛、「ふるさと」を喪失したことによる精神的苦痛等、諸々の精神的損害を挙げている（原告ら準備書面（被害総論1）の11頁参照）。

しかしながら、原告らが上記で挙げている避難指示による避難生活そのものに伴う肉体的精神的苦痛や経済的困難、従前の生活・生業の基盤の喪失、従前生活していた地域社会からの分断、疎外感、家族と離れて避難している場合の、家族の分断と意見の対立等による苦痛等は、いずれも、中間指針が定めている避難に係る精神的損害において対象とされている。

また、帰還等の見通しが長期間経たないことなどによる精神的苦痛、「ふるさと」を喪失したことによる精神的苦痛についても、中間指針第二次追補、中間指針第四次追補において一定の対象者について賠償の対象とされている。

したがって、原告らが主張するこれらの精神的苦痛については、中間指針等

が定める精神的損害の賠償との明らかな重複がある。

2 原告らの主張に対する反論

(1) 原告らは、中間指針における「地域コミュニティ」の喪失や「帰宅の見通しのつかない不安」に関する言及は本文ではなく備考において、しかも第2期の慰謝料金額と対比して述べられているにすぎないと主張し、それがゆえに、中間指針の定める精神的損害の対象には含まれないかのように主張している（原告ら準備書面（被害総論4）の7頁）。

しかしながら、中間指針の備考であっても、その本文の趣旨を明確にするために記載されているものであると解されるから、本文の趣旨を正解するためには備考の記載も参照して、これを本文と一体として解釈することが相当である。

そして、前述のとおり、中間指針の政府による避難等の指示等に基づいて避難を余儀なくされた避難等対象者の精神的損害について、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、」「避難等による長期間の精神的損害を被っており」、この精神的損害について合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしており（丙A2の19～20頁）、「避難等による長期間の精神的損害」について包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めているものである。そして、原告らが言及している部分は、「避難等による長期間の精神的損害」を生じさせる精神的苦痛のうち第1期において特に大きいと考えられるものを例示したものと解される。

このように、中間指針の定める精神的損害の賠償指針は、避難生活中の日常生活の不便さだけでなく、本件事故以前の生活を失ったことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う将来への不安等についても、避難を余儀なくされたことに伴う精神的損害を対象としているのである。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

(2) また、原告らは、審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターが定めた総括基準（基準2）において、中間指針が定める避難に係る精神的損害は「地域コミュニティ」の喪失や「帰宅の見通しのつかない不安」ではなく、「日常生活阻害慰謝料」と整理していると主張する（同7頁）。

しかしながら、同総括基準は、『「地域コミュニティ」の喪失や「帰宅の見通しのつかない不安」ではなく』などとは一切述べていないから、原告らの認識は全くの誤りである。

中間指針は、その記載から明らかなおり、「地域コミュニティ」の喪失や「帰宅の見通しのつかない不安」等、最も精神的苦痛が大きい時期であることを考慮して、第1期の精神的損害（生活費の増加分も含む。）を1人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると述べている（丙A2の21頁）。したがって、中間指針は、これらの精神的苦痛をも対象として精神的損害の賠償額を定めていることが明らかである。原告らの主張は全く当たらない。

(3) 原告らは、審査会委員である大塚直教授の指摘を引用して、中間指針の定める避難に係る精神的損害には、被ばくへの恐れや不安に関する損害は本来的には含まれていないと主張し、かかる精神的苦痛は中間指針の定める精神的損害とは重複しないと主張する（同8頁）。

確かに、被ばくへの不安や恐れに係る精神的損害は、中間指針の定める精神的損害の対象とはされていないが、それは、避難等指示によって基本的に被ばくを回避することができる（そのために避難しているものである。）と考えられているからであると解される。また、一般に、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に照らして、避難等対象者の受けた低線量被ばくについては、避難者に健康障害をもたらすまでの程度のものではなく、それに

よって具体的な権利侵害が惹起されたということとはできないこと、避難等対象者に対しては、別途1人月額10万円を基本とする避難に係る精神的損害の賠償が賠償終期までなされること等も踏まえれば、避難等対象者の被ばくへの不安や恐れに係る精神的損害は、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害には当たらない。

したがって、原告らが主張する被ばくへの恐れや不安に関する精神的損害に係る主張には理由がない。

- (4) 原告らは、中間指針の定める第2期の賠償に関して、審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターが定めた総括基準(基準1)において、「避難者は・・今後の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれている」と記載されていることについて、これは「自宅に戻る」ことができない被害を捉えているのに対して、原告らが平成25年(ワ)第94号事件において求めている「ふるさと」喪失慰謝料は、自宅に限らない全人格的基盤である「ふるさと」を喪失したことによる被害の賠償を求めるものであり、両者は別個のものであり、重複しないと主張している(同8～9頁)。

しかしながら、中間指針の定める避難に係る精神的損害は、避難を余儀なくされ、いつ自宅に戻れるのか否か、戻れないかもしれないという不安な状況に置かれるという精神的な苦痛を避難者が感じることを踏まえて定められているものであり、ここでの「自宅」とは自宅が所在しているふるさとの環境・コミュニティ等についても当然含むものとして考えられているというべきだから、原告らが「ふるさと」喪失慰謝料として賠償を求めている精神的苦痛と実質的に同一の精神状態を賠償の対象としているのである。

また、中間指針第四次追補では、別途「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」の賠償に関する指針が定められているところで

あり、かかる同第四次追補の精神的損害の賠償も、「そこでの生活の断念」として、自宅よりもより広い生活の喪失に関する精神的苦痛を対象としているものと解されるから、原告らが「ふるさと」喪失慰謝料として賠償を求めている精神的苦痛と重複することが明らかである。

- (5) 原告らは、中間指針第二次追補において、第3期の避難等対象者の精神的損害の内容について、「帰還困難区域にあつては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」とされている（丙A4の5頁）ことについて、平成25年（ワ）第94号事件で原告らが求めている「ふるさと」喪失の慰謝料と重複するよう見えるが、かかる表現があることによつても、同「ふるさと」喪失の慰謝料と中間指針第二次追補に基づく精神的損害の賠償は重複しないと主張する（同13～14頁）。

しかしながら、既に述べたところからも明らかなおと、中間指針第二次追補の上記記載をみても、同第二次追補が賠償の対象とする精神的損害は、原告らが上記で求めている「ふるさと」喪失の慰謝料と明らかに重複する。

したがって、原告らの上記主張も当たらない。

- (6) 原告らは、中間指針第四次追補が定める避難が長期化する場合の精神的損害についても、第2期までの月額10万円と異なる精神的損害であることが明確にされていないから、「ふるさと」喪失の慰謝料と明らかに重複しないと主張している（同14～15頁）。

しかしながら、中間指針第四次追補においては、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたつて帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的損害等」を賠償対象とするものであり（丙A5の5～6頁）、原告が上記で求めている「ふるさと」喪失の慰謝料と重複

することが明らかである。

なお、同第四次追補において、同第二次追補が長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち平成26年3月以降に相当する部分は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的損害等」に包含されると考えられるため、これを加算額から控除する（丙A5の6頁）とされていることは、同第四次追補と同趣旨の精神的損害の賠償が既に第二次追補においても包含されていることを示すものであり、同第二次追補においても、原告らが上記で求めている「ふるさと」喪失の慰謝料と重複する精神的損害が賠償の対象とされている。

（7）まとめ

以上より、原告らの上記主張はいずれも理由がないものである。

第3 自主的避難等対象者の精神的損害に関する検討

1 原告らの主張する精神的苦痛が中間指針追補の定める精神的損害の対象と重複していること

（1）原告らの主張

原告らは、自主的避難等対象者のうちの避難者については、避難者に共通する被害として、避難生活そのものに伴う肉体的精神的苦痛や経済的困難、従前の生活・生業の基盤の喪失、従前生活していた地域社会からの分断、疎外感、家族と離れて避難している場合の、家族の分断と意見の対立等による苦痛のほか、自主的避難者に生じる被害として、自己の避難行動が政府等の

公的機関からオーソライズされず、賠償や各種支援策から取り残されていることによる精神的苦痛、経済的ないし社会生活上の困難、従前生活していた地域に滞在している人との意識の分断と対立によるさらなる精神的苦痛等があると主張している（原告ら準備書面（被害総論1）の12頁以下）。

また、自主的避難等対象者のうち滞在者については、原告らは、汚染地域に滞在し続けていることによる健康影響への不安、地域の汚染や商圈の縮小などの原因により農業など生業が成り立たなくなることへの不安などが強いこと、環境回復や健康被害予防策の不十分さや遅れによる精神的苦痛、地域社会における除染等をめぐる意見の対立による精神的苦痛、釣りやハイキング、山菜採りなどの自然の下での活動を制約されたり、子供を屋外で遊ばせることができないなどの生活上の支障等の被害が現れていると主張する（原告ら準備書面（被害総論1）の12～13頁）。

（2）中間指針追補が賠償対象としている精神的損害の内容との異同

中間指針追補（丙A3）においては、自主的避難等対象者のうちの避難者の精神的損害については、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とし（同5頁）、また、自主的避難等対象者のうちの滞在者の精神的損害については、「放射線被曝への恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害としている（同5頁）。

そして、具体的な損害額としては、避難者か滞在者かの違いにより差異を設けることは公平かつ合理的とはいえないとした上で、子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円（なお、被告東京電力は子供又は妊婦が自主的避難をした場合にはこれに2

0万円を加算して賠償している。）、その他の者については本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日までが目安となる。丙A7）の損害として1人8万円を目安とするとしている。

また、中間指針第二次追補を踏まえ、被告東京電力においては、避難をしている子供及び妊婦については、平成24年8月末までを対象として、1人当たり8万円の追加賠償をしている。

このような観点から、原告らの上記主張と中間指針追補が定める精神的損害の賠償対象の異同を検討すると、以下のとおりである。

ア 避難者について

原告らが上記で主張している、避難生活そのものに伴う肉体的精神的苦痛や経済的困難、従前の生活・生業の基盤の喪失、従前生活していた地域社会からの分断、疎外感、家族と離れて避難している場合の、家族の分断と意見の対立等による苦痛等については、中間指針追補が賠償すべきものと定めている上記精神的苦痛と重複するものと解される。

ただし、賠償の対象期間としては、子供及び妊婦については、旧緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償終期が平成24年8月末とされていることも踏まえ、平成24年8月末までが本件事故と相当因果関係を有する賠償対象期間であるというべきであり、それ以外の方については、本件事故発生直後の時期（概ね平成23年4月22日を目安とする。）が本件事故と相当因果関係を有する賠償対象期間であるというべきである。したがって、これらの期間を超えての原告らの請求については、相当因果関係を欠き、理由がない。

イ 滞在者について

原告らは、汚染地域に滞在し続けていることによる健康影響への不安、

地域の汚染や商圏の縮小などの原因により農業など生業が成り立たなくなることへの不安²などが強いこと、環境回復や健康被害予防策の不十分さや遅れによる精神的苦痛、地域社会における除染等をめぐる意見の対立による精神的苦痛、釣りやハイキング、山菜採りなどの自然の下での活動を制約されたり、子供を屋外で遊ばせることができないなどの生活上の支障等の被害があると主張しているが、これらは、そのほとんどが、放射線被曝への恐怖と不安を抱きながら自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛と重複するものと解される。

ただし、賠償の対象期間としては、子供及び妊婦については、旧緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償終期が平成24年8月末とされていることも踏まえ、平成24年8月末までが本件事故と相当因果関係を有する賠償対象期間であるというべきであり、それ以外の方については、本件事故発生直後の時期（概ね平成23年4月22日を目安とする。）が本件事故と相当因果関係を有する賠償対象期間である。したがって、これらの期間を超えての原告らの請求については、相当因果関係を欠き、理由がない。

また、自主的避難等対象区域に滞在していることによる低線量放射線被ばくに係る精神的損害については、中間指針追補の定める精神的損害において、「放射線被曝への恐怖や不安・・・により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」については、賠償の対象とされており、「特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質

² 自主的避難等対象者等の方々について、本件事故と相当因果関係を有する風評被害又は間接被害を受けた場合には、これらの営業上の損害については別途損害賠償の対象となり、被告東京電力においては、中間指針等に基づき、かかる財産的損害については別途の賠償を行っている。

の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる」(中間指針追補(丙A3)の7～8頁参照)とされているように、原告らがまさに本件訴訟において主張しているような放射線被ばくに対して不安を感じる心理に起因する精神的損害について、中間指針追補が定める範囲(対象者、対象期間及び賠償額)の限度において、賠償の対象とすることが合理的であるとの考え方が示されているものである。

したがって、上記の中間指針追補の趣旨を踏まえれば、原告らの主張する滞在者の被ばくに対する精神的苦痛については、中間指針追補が定める損害賠償の範囲において、実質的に重複しているということができる。被告東京電力としても、被告東京電力準備補面(6)においても述べたとおり、中間指針追補が定める損害賠償の範囲において、放射線被ばくについて不安を感じる心理に起因する日常生活の阻害に係る精神的損害が賠償すべき損害に当たることを争うものではない。しかしながら、放射線と健康影響に関する科学的知見を踏まえれば、滞在者に健康障害をもたらすまでの程度のものであるということとはできず、それによって具体的な権利侵害を惹起するものとはいえないことから、中間指針追補が定める損害賠償の範囲を超えて、放射線被ばくへの不安に関する精神的損害の賠償を求める原告らの主張には理由がない。

(3) 小括

以上より、原告らの主張している精神的損害は、中間指針追補及び同第二

次追補に基づく精神的損害の賠償と重複するものであるか、そうでない場合には、本件事故と相当因果関係を欠くものであって理由がないものである。

2 原告らの主張に対する反論

(1) 原告らは、中間指針追補において、被ばくによる健康不安は賠償対象とされていない旨主張し、その理由について縷々主張している（原告ら準備書面（被害総論4）の10～12頁）。

しかしながら、原告らも自ら指摘しているように、そもそも中間指針追補には「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償の対象とすることが明記されており、被ばくへの恐怖や不安に起因する精神的損害が賠償の対象とされていることは明らかであるから、原告らの主張は独自の見解をいうものであって、当たらない。

(2) また、原告らは、原告らの中には放射線被ばくを避けるために現に避難を継続している者がいるにもかかわらず、中間指針追補が、賠償対象期間について、18歳以下の子供・妊婦の場合には、平成23年12月末、それ以外の者の場合には平成23年4月22日に限定していることを理由として、中間指針追補が放射線被ばくへの恐怖や不安を賠償対象としていない旨主張する（同10頁）。

しかしながら、上記（1）で述べたとおり、中間指針追補が被ばくへの恐怖や不安に起因する精神的損害を賠償の対象としていることは明らかである。ただし、中間指針追補は、その賠償の対象となる時期・対象についても、本件事故との相当因果関係の有無の観点から併せて検討しており、相当な範囲において賠償の対象期間を定めているのである。

原告らの上記主張は、賠償されるべき損害があるといえるかという問題とこれが肯定される場合における損害賠償の時的範囲（相当因果関係の有無）の問題を混同するものであって、中間指針追補の趣旨を正解しないものである。

- (3) 原告らは、低線量被ばくによる健康リスクについて現在の科学的知見によっても完全に否定することができないばかりか、健康に重大な悪影響があるという各種の科学的知見も少なからず存在すること、そもそもリスク認知は主観的なものであり、客観的科学的なリスクが低いという一事をもって、健康不安が解消されるという単純な関係にはたたないとして、中間指針追補及びそれに基づき被告東京電力が賠償期間を限定していることについて、原告らの被ばくによる健康影響への不安を真正面からとらえていないことの現れであるなどと主張する（同11～12頁）。

しかしながら、中間指針追補は、前述のとおり、子供及び妊婦、並びにその他の方々についての放射線被ばくに対する恐怖や不安を感じる心理についても一定の合理性が認められるものとして、精神的損害の賠償の対象に取り込んでいるのであり、他方で、放射線の健康影響に関する科学的知見も踏まえつつ、相当因果関係の観点から合理的な賠償の対象期間を定めているものである。

原告らの上記主張は、客観的・科学的なリスクの程度を問わず、主観的に不安が生じている以上は法的な損害が発生していると主張するものであり、明らかに誤りである。

- (4) 原告らは、我が国のがんの専門機関である国立がんセンターが公表している低線量被ばくの発がんリスクに関する知見（丙B5）において、20ミリシーベルト／時の低線量被ばくの健康リスクが受動喫煙、肥満、野菜不足等

と比較しても低いとされていることに関して、これらの要因は、人々がリスクとベネフィットとの比較考慮によって自らリスクを引き受けているといえるのであり、自発的に回避できない放射線被ばくと比較対象とすべきでないと主張する（同11～12頁）。

しかしながら、客観的な放射線被ばくのリスクを知る上では、リスクの程度・大小を知ることが極めて重要であるところ、丙B5の示すリスクの比較は、他の発がん要因との比較において、20ミリシーベルト/時の放射線被ばくの客観的なリスクの程度を明らかにする上で極めて有用である。そして、客観的なリスクの程度、換言すれば、客観的な被害の危険性の程度を論じる際に、比較対象となる他の発がん要因について人々がその発がんリスクを引き受けているか否かは全く関係がない（その意味では、受動喫煙はリスクを引き受けているとはいえない場合も多いと考えられる。）。原告らの上記主張は上記の科学的知見をことさら無視しようとする姿勢の表れであり、不合理な論難である。

第4 「中間指針等に基づく賠償は不十分である」との主張に対する反論

原告らは、原告ら準備書面（被害総論4）の16頁以下において、中間指針等に基づく賠償は不十分であるとして縷々主張していることから、以下では、かかる原告らの主張に対して反論するものである。

1 中間指針等が最低限の賠償基準を示しているとの主張の誤り

原告らは、中間指針等が最低限の賠償を示すものとして策定されたと主張する（原告ら準備書面（被害総論4）の16頁）。

その根拠として引用するのは、中間指針の「この度の指針（以下「中間指針」

という。)は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」(丙A2の2頁)及び中間指針追補の「なお、中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」(丙A3の2頁)である。

しかしながら、かかる記載は、いずれも、中間指針等で類型化されていない損害項目についても、個別事情のもとでは賠償対象となることがあり得る旨の注意的な記載をしたものであるところ、避難に伴う精神的損害に対する指針の賠償基準については、中間指針等において類型化され、具体的な指針が示されているものであるから、上記の記述が当てはまるものではない。ましてや、中間指針等が最低限度であるという趣旨は上記引用箇所のみならず、中間指針等の他の箇所においても何ら示されていない。

むしろ、中間指針の5頁においては、「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」(下線は引用者加筆)と記載されているところ、中間指針において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは避難に係る精神的損害の賠償額のみである。

したがって、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針については、「最低限度の基準」ではなく、「合理的に算定した一定額の賠償」であると解される。けだし、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額が仮に「最低限度の基準」との位置付けであれば、そのような趣旨の記載及びどのような場合にその増額が検討されるべきかについての考え方も併せて示されるべきであるが、そのような考え方は中間指針には何ら示されていないこと、また、これを最低基準と解して、これを上回る賠償額についてあたかも自由に協議・決定できるかのように取り扱うことは中間指針がその理念の一つとする公平かつ迅速な賠償という目的に明らかに沿わないと考えられるからである。

また、審査会の議事経過においても、中間指針等の精神的損害の賠償指針が最低限の基準であるとの確認がなされた事実は存在しない。むしろ、審査会においては、損害賠償の一般法理の観点から、他事案における裁判例も検討しながら、一定の合理的な基準を定めるために審議が重ねられている。

そして、そのような審議の結果として中間指針等において定められた精神的損害に係る賠償基準は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、慰謝料の裁判例並びに慰謝料額の基準を踏まえ、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであって、本件事故の被害者に対する慰謝料額として十分に合理性・相当性を有するものとなっていることは既に述べたとおりである（被告東京電力準備書面（6）の43頁以下）。

したがって、原告らの上記主張には根拠がない。

2 中間指針等が一方当事者のみに配慮した不十分なものであるとの主張の誤り

原告らは、第21回審査会における能見会長の発言を一部引用して（甲A12の17～18、23頁）、中間指針等は、被告東京電力に配慮した賠償金額が示されたものであると主張するが（原告ら準備書面（被害総論4）の17～

18頁) , これは、能見会長の発言の趣旨を明らかに曲解するものであり、全く事実に反する。

能見会長は、「審査会というのは、最大の目的は、やはり賠償がスムーズに行われて、被災者の皆様がその賠償を受けられるようにということを最大の目的にしているわけですがけれども、その際に、やはり中立的な立場で指針を設けることによって、被災者のご意見を聞くことはもちろん当然ですけれども、あるいは、その実情を調べるのは当然ですけれども、東電の側も、この指針ならば率先して賠償しようということ、賠償が迅速化されるということに1つのメリットがあると思います。…指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。じゃ、東電の意向を聞くのかということ、別にそういうことではなくて、これはもちろん普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割であると思っております。」(下線は引用者加筆、第21回審査会議事録、甲A12の17～18頁)と述べて、むしろ、被災者の意見を聞くことは当然であるが、被告東京電力の意見は聞かないと述べているものである(実際、被告東京電力は、審査会の指針策定に関して何らの意見を述べたことがない)。

また、能見会長は、「この審査会のそもそもの役割といいますのは、おそらく、この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するというのも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出しているというものでございます。」(下線は引用者加筆、第

21回審査会議事録，甲A12の16頁）と述べている。

さらに，能見会長は，「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ（第24回審査会，丙A30の20頁），鎌田薫委員も，「指針は，損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」，「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは，この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べている（第25回審査会，丙A31の37頁）。

このような発言からしても，公開の場で審理がなされる審査会が，中立の立場で中間指針等の策定をしており，その内容については損害賠償の一般法理という法律の見地から適切に導かれるものでなければならないとの立場に立って中間指針等を策定しているものであることは明らかである。

したがって，原告らの主張は何ら根拠のない憶測にすぎず，当たらない。

3 中間指針等の内容に問題があるとする主張の誤り

(1) 審査会では被害者の被害実態が考慮されていないとの主張の誤り

原告らは，中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たっては，被害者の被害実態が考慮されていないから，中間指針等の基準は適正でないかのように主張する（同18～20頁）。

しかしながら，中間指針が公表されるまでの第1回～第12回の審査会においては，松本福島県副知事，上月文部科学省生涯学習局政策課長，大澤厚生労働省老健局総務課長，佐原厚生労働省保険局総務課室長（以上第3回審査会），渡辺大熊町長，遠藤川内村長，田子全国商工会連合会副会長，青山日本商工会議所理事，瀬戸全国中小企業団体中央会理事・事務局長，河本全国石油商業組合連合会専務理事，馬場全国農業協同組合中央会農業対策部長，吉田全国漁業共同組合連合会代表理事専務，郡山全国食用きのこ種菌協会会

長（以上第4回審査会）、菅野飯舘村長、橋本茨城県知事、佐藤栃木県副知事（以上第6回審査会）からの意見聴取がなされ、これらの外にも、政府関係者から詳細な被害実態の報告が多数なされている。

また、中間指針策定後も、被害の実情に則した賠償基準となるように引き続き審理を行い、中間指針追補、中間指針第二次追補、中間指針第三次追補及び中間指針第四次追補を公表し続けており、これらを策定・公表するにあたっては、瀬戸福島市長、渡辺福島県弁護士会弁護士、中手子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク代表、宍戸雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表（以上第15回審査会、丙A24）、山田広野町長、草野檜葉町長、遠藤富岡町長、遠藤川内村長、渡辺大熊町長、井戸川双葉町長、馬場浪江町長、松本葛尾村長、富塚田村市長、桜井南相馬市長、佐藤川俣町原子力災害対策課長補佐、菅野飯舘村長、佐藤福島県知事（以上第21回審査会）からの意見聴取がなされている。

かかる状況を客観的にみれば、被害実態が十分把握されずに策定されたとの原告らの非難は全く当たらない。

（2）被告東京電力の帰責性が考慮されていないとの主張の誤り

原告らは、中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たっては、被告東京電力の帰責性が考慮されていないから、中間指針等の基準は適正でないかのように主張する（同18～20頁）。

原告らが帰責性を考慮していない根拠としてあげる「損害評価の場合に帰責性を強調するのは『あまりに適當ではない』『ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任のある加害者が、どれだけの損害を賠償するのか』を考えれば良い（第36回審査会）との委員らの発言（なお、『あまりに適當ではない』は『余り適當ではない』の誤記である。）は、住居確保損害（中間指針第四次追補において定められている。）の議論において、高橋委員が

損失補償（補填）の範囲を大きく超える根拠として被告東京電力の帰責性について議論すべきとしたのに対して、能見会長が、不法行為責任の損害賠償の範囲は損失補償より上の基準であるから、帰責性について議論しなくてもよいと回答したものであると解される。

具体的には、能見会長は、「東電の今回のこの責任というのは原賠法に基づいて負わされている責任で、これについてはもう責任があるということをもちろん当然前提に考えているわけですが、その責任以上に、例えばもっとけしからんということをごここであえて強調はしないではないかと。ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任がある加害者が、どれだけの損害を賠償するのかと、その賠償の範囲の方の問題として考えるべきで」と述べているものである（丙A32の18頁）。

かかる発言は住居確保損害の審議に当たってのものであり、精神的損害の賠償に関するものではないが、いずれにせよ、審査会においては、精神的損害の賠償指針を定めるに当たって被告東京電力の帰責性についての審議・検討を特に行っていないように見受けられる。しかしながら、本件訴訟で被告東京電力が主張しているように、マグニチュード9.0という本件地震及び本件津波という巨大な天災地変によって本件事故が生じたことは周知のところであり、地震本部等の地震に関する政府の専門機関においてもかかる地震について想定外であったとしているという本件の事情の下においては、避難等に係る精神的損害に係る賠償額の議論においては、被害者の受けた被害の状況等を踏まえて、適切な賠償額を定めることには合理性があるというべきである。

また、被告東京電力に原告らが主張するような過失が認められないことについては既に主張しているとおりである。

したがって、原告らの上記主張によっても、中間指針等の定める精神的損害の賠償額の合理性は何ら左右されるものではなく、原告らの上記主張も当

たらない。

また、原告らは、審査会委員である中島肇弁護士が、その著書において、中間指針が自賠償の傷害慰謝料の基準を参考にした理由として、「主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの（加害者の非難性を抜きにしたもの）」であると説明していることを踏まえ、潮見佳男教授が「同じ事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという『指針』を、中間指針等が示していることになる（その結果、・・裁判による処理の方が、賠償額が増加する）。」としていることを引用の上、訴訟上の請求で中間指針等を超える賠償額が認められるべきである旨主張する（同19頁）。

しかしながら、中間指針における避難等対象者に対する精神的損害の賠償指針は、その審議経過に照らしても、避難に関する裁判例も踏まえた上で定められており、裁判になることも視野に入れて法的な見地から合理性のある賠償水準として検討されているものである。また、被告東京電力に原告らが主張するような過失が認められないことについては既に主張しているとおりである。

したがって、上記引用に基づく原告らの主張にも根拠がない。

(3) 自賠償保険の傷害慰謝料基準を参考にすることに関する主張の誤り

原告らは、避難等対象者の避難に係る精神的損害について、中間指針等が自動車損害賠償責任保険（以下「自賠償保険」という。）の傷害慰謝料の基準を参考としたことは適切でないとして主張する（同20～22頁）。

しかしながら、中間指針等の賠償額は、自賠償保険の傷害慰謝料を参考にしつつ、慰謝料の判例や赤い本等の慰謝料額の基準をも踏まえた上で算定されている。

すなわち、自賠償保険の支払基準は、複数回にわたり、消費者物価指数（C

P I) , 賃金上昇率, 判例傾向, 裁判水準を参考にして改定されており, 合理性・相当性を有する基準である。この点について, 原告らは「自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がない」との意見を援用しているが, かかる主張は自賠責基準に対する不当な論難というべきである。

また, 自賠責基準の傷害慰謝料には, (a) 身体の傷害を負ったこと(肉体的苦痛)に伴う精神的苦痛と(b) 傷害を負ったことに起因する入通院による自由の拘束(生活の阻害)に伴う精神的苦痛の2つの要素が含まれているものと考えられるところ, 本件事故によって避難を余儀なくされることによる精神的苦痛は上記(b)の生活の阻害に伴う精神的苦痛に近いと考えられるのに対して, 中間指針では上記(a)の身体の傷害による精神的苦痛をも含む傷害慰謝料の基準を参考しているから, 本件事故の被害者に対する精神的損害の賠償の考え方としては被害者に何ら不当なものではない。

また, 審査会において検討された過去の避難を強いられた裁判例においても認められた精神的損害は一人当たり月額10万円を下回るものが多く, 広汎な被害が生じる公害事件の裁判例と比較すると(丙A28), 不安感や恐怖について傷害慰謝料と別項目で精神的損害を認めたものは見当たらず, 基地・空港の付近でW値95以上でも月額1万8000円, 大気汚染で汚染源の付近の住民について月額数千円の裁判例が多く, 多額でも月額5万円である(同19番)。このような裁判例と比較しても, 中間指針等の精神的損害に係る賠償額を10万円としたことは, 被害者保護の見地に立っての合理性及び相当性を有するものといえることができる。

このように, 審査会の審議経過を踏まえれば, 避難等対象者の精神的損害額の賠償指針を定めるに当たっては, 自賠責基準のみならず, 過去の裁判例等も検討された上で, それらよりも被害者に有利な水準に当たるものとして賠償基準が定められているものであり, また, 上記のとおり, 自賠責基準を本件の参考とすること自体何ら不合理なものということとはできないから, 原

告らの上記主張も根拠のない論難というべきである。

(4) 自主的避難等対象者に対する賠償額の決め方が合理的でないとの主張の誤り

原告らは、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償金額は、中間指針で定められた避難等対象者の精神的損害に係る慰謝料のバランスを見て決められており、妥当でないと主張する（同22～24頁）。

しかしながら、第17回審査会及び第18回審査会においては、具体的な慰謝料額に関する審議がなされ、子供及び妊婦については、裁判例一覧（丙A28）を参照し、避難対象者に対する賠償額との均衡も考慮しながら賠償額についての議論が展開されている。審査会では様々な意見が交わされた結果、子供及び妊婦については本件事故発生から平成23年12月31日までの期間における慰謝料として40万円、子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者については本件事故発生当初の精神的損害等の賠償額として8万円を賠償するのが妥当であるとされたものである（被告東京電力準備書面（6）の73～74頁）。

自主的避難等対象区域は、政府による避難指示の対象となっていない区域であり、継続して居住が可能であるという点で避難等対象者とは全く事情が異なること、自主的避難等対象者について、本件事故発生当初の時期（約1ヶ月強）についての賠償を考えるに当たって、避難等対象者のうちの屋内退避指示（平成23年4月22日解除）の対象者に対する10万円の賠償額とのバランスを考慮するとの審査会の議論は何ら不合理なものではない。

原告らの主張は、避難等対象者に対する10万円の賠償水準が妥当でないとの主張を前提として、自主的避難等対象者に対する上記の賠償額も妥当でないとするものであるが、かかる主張はその前提において誤っているのである。

したがって、原告らの上記主張は、中間指針追補が定める自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償指針の合理性を何ら左右するものではない。

(5) 区域外避難者等に対する賠償に関する主張の誤り

原告らは、被告東京電力が中間指針追補で自主的避難等対象区域に定められていない福島県県南地域及び宮城県丸森町に居住していた者に対しても慰謝料を含む賠償を行うに当たり、「自主的避難等対象者」に対する慰謝料の内容と同様の説明をしているものの、「自主的避難等対象地域」よりも賠償額が減額されている理由が明らかではないと主張している（原告ら準備書面（被害総論4）の24～25頁）。

しかしながら、福島県県南地域及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者のうち18歳以下であった者及び妊婦に対する被告東京電力の基準に基づく賠償については、同地域が中間指針追補において自主的避難等対象区域として指定された地域ではないことも踏まえて、相当額の賠償を行うことを公表しているものであるから、原告らの上記主張には理由がない。

また、原告らは、会津地域をはじめとする放射性物質に汚染されている地域の住民は、現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念を抱いており、その程度が少なくとも一人月額5万円を下回らないと評価されるべきであると主張するが（同25頁）、そのような地域における住民の方々について、本件事故と相当因果関係を有する法的な権利侵害が生じているとは解することはできないから、かかる原告らの主張にも理由がない。

なお、原告らはこの点について今後の立証の中で明らかにすると述べているが、原告らの具体的な主張及び立証がなされた際には、この点についてさらに反論する予定である。

以上